



目 次

告 示	ページ
○告示（令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の定め（するめいか及びくろまぐろ））の一部改正（漁業管理課）	（6・17掲示） 1
○県統計調査の実施及び告示の廃止（統計分析課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（福祉指導課）	1
○保安林の指定予定の通知（治山林道課）	1
◎告示（高知県漁港管理条例第10条の2第1項第1号に規定する施設の指定）の一部改正（漁港漁場課）	1
○道路の区域変更（3件）（道路課）	4
公 告	
○ふぐ処理師試験の実施（業務衛生課）	5
○土地改良区の役員の就退任（2件）（農業基盤課）	5
高知県人事委員会規則	
◎警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	6

告 示

高知県告示第378号の2

令和3年3月高知県告示第233号（令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の定め（するめいか及びくろまぐろ））の一部を次のように改正する。

令和3年6月17日（掲示済）

高知県知事 濱田 省司

2の(3)中「1.6トン」を「6.276トン」に改める。

3の(3)中「4.7トン」を「4.683トン」に改める。

高知県告示第411号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示し、令和2年7月高知県告示第569号（県統計調査の実施）は廃止する。

令和3年6月29日

高知県知事 濱田 省司

- 調査の名称
災害対策に関する調査
- 調査の目的
南海トラフ地震への備えとして、医療機関の災害対策の状況を把握し、対策の強化の推進及び今後の支援策を検討するための基礎資料とするため。
- 調査対象の範囲
 - 地域
県内全域
 - 単位
医療機関
 - 属性
県内の病院及び有床診療所
- 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - 報告を求める事項
 - 施設の耐震化について
 - スプリンクラー設備の状況について
 - 自家発電機について
 - エレベーターの設備について
 - 診療に要する水の確保対策について
 - 災害対策マニュアル及び訓練について
 - 災害時の外部との通信手段について
 - 備蓄の状況について
 - 病院機能が失われた場合の入院患者の避難先について
 - 職員の安否確認方法について
 - 勤務する医師の居住地について
 - 県が主催する災害医療研修について
 - その基準となる期日
毎年4月1日（一部の事項を除く。）
- 報告を求める者
 - 数
約190医療機関
 - 選定方法
県内の病院及び診療所一覧による全数
- 報告を求めるために用いる方法
 - 調査組織
県が報告者に直接報告を求める。
 - 調査方法
郵送により調査票を送付し、郵送又は電子メールにより回収する。
- 報告を求める期間
 - 調査の周期
1年
 - 調査の実施期間

毎年7月下旬から8月中旬まで

高知県告示第412号

介護機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の指定をした。

令和3年6月29日

高知県知事 濱田 省司

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
令和3年6月17日	株式会社エムワイエス 高岡郡四万十町昭和472番地3	とおわ薬局 高岡郡四万十町昭和472番地3 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導

高知県告示第413号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年6月29日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所
安芸市大井字杉サテ乙344の1、乙344のレ
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第414号

平成14年3月高知県告示第171号（高知県漁港管理条例第10条

の2第1項第1号に規定する施設の指定)の一部を次のように改正し、令和3年7月1日から施行する。

令和3年6月29日

高知県知事 濱田 省司

表中

佐賀漁港	幡多郡黒潮町佐賀	係船環A	別図20	-5.5メートル岸壁	-5.5メートル岸壁東端	始点から西に5メートルの地点
				-1.5メートル佐賀物揚場	-1.5メートル佐賀物揚場南端から北に3メートルの地点	始点から北に2メートルの地点
				佐賀物揚場(その1)	佐賀物揚場西端から東に18メートルの地点	始点から東に6メートルの地点
				佐賀物揚場(その2)	佐賀物揚場西端から東に42メートルの地点	始点から東に2メートルの地点
				佐賀物揚場(その3)	佐賀物揚場西端から東に118メートルの地点	始点から東に2メートルの地点
				佐賀物揚場(その4)	佐賀物揚場西端から東に126メートルの地点	始点から東に2メートルの地点

幡多郡黒潮町横浜
係船環A

佐賀物揚場(その5)	佐賀物揚場西端から東に141メートルの地点	始点から東に2メートルの地点
佐賀物揚場(その6)	佐賀物揚場西端から東に159メートルの地点	始点から東に3メートルの地点
横浜3号物揚場	横浜3号物揚場西端から東に67メートルの地点	始点から東に5メートルの地点
-3メートル岸壁II(その1)	南防波堤と-3メートル岸壁IIとが接する地点から北西に9メートルの地点	始点から北西に6メートルの地点
-3メートル岸壁II(その2)	南防波堤と-3メートル岸壁IIとが接する地点から北西に63メートルの地点	始点から北西に2メートルの地点
-3メートル岸壁II(その3)	南防波堤と-3メートル岸壁IIとが	始点から北西に3メートルの地点

を「

佐賀漁港	幡多郡黒潮町佐賀	係船環A	別図20	-5.5メートル岸壁	-5.5メートル岸壁東端	始点から西に5メートルの地点
				-1.5メートル佐賀物揚場	-1.5メートル佐賀物揚場南端から北に3メートルの地点	始点から北に2メートルの地点
				佐賀物揚場(その1)	佐賀物揚場西端から東に18メートルの地点	始点から東に6メートルの地点
				佐賀物揚場(その2)	佐賀物揚場西端から東に42メートルの地点	始点から東に2メートルの地点
				佐賀物揚場	佐賀物揚場西端か	始点から東に2メ

3)	接する地点から北西に70メートルの地点	
泊地護岸	-3メートル岸壁IIと泊地護岸とが接する地点から西に3メートルの地点	始点から西に2メートルの地点

別図21

田ノ浦漁港(宿毛市小築業町田ノ浦)

指定する施設 = 



高知県告示第415号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和3年6月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年6月29日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土居五台山
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市五台山字椎ノ木2399番イから 高知市五台山字椎ノ木2403番まで	前	7.0 }	88
	後	7.0 } 12.3	88

高知県告示第416号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和3年6月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年6月29日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南国伊野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市鏡増原字川根125番6から 高知市鏡増原字川根619番14まで	前	6.4 } 12.6	30
	後	6.4 } 24.0	30

高知県告示第417号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和3年6月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年6月29日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大久保伊尾木
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市大井字佐々木 乙436番2	前	3.5 }	114
	後	25.1 }	114
		30.0	

公 告

ふぐ取扱い条例(昭和36年高知県条例第34号)第11条第1項の規定により、令和3年度ふぐ処理師試験を次のとおり行う。

令和3年6月29日

高知県知事 濱田 省司

- 1 試験の期日
令和3年10月17日(日)
- 2 試験の場所
高知市南久万58-1 RKC調理製菓専門学校
- 3 試験科目及び時間
 - (1) 筆記試験(午前10時から) 食品衛生学、ふぐの知識及び衛生関係法規
 - (2) 鑑別試験(午前11時30分から) ふぐの種類及び部位の鑑別
 - (3) 実技試験(午後1時30分から) ふぐの処理の実技
- 4 受験の手続
県所定の様式による受験願書1通に写真(申込み前3月以内に、無帽で正面向きの上半身を無背景で撮影した名刺型のもので、裏面に氏名及び撮影年月を記載したもの)1枚を添えて提出すること。
- 5 受験手数料
5,280円(高知県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付する

こと。)

6 受験願書の受付期間

令和3年9月6日(月)から同年9月17日(金)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間に受け付ける。

なお、郵送による場合は、令和3年9月17日付けの消印のあるものまで受け付ける。

7 受験願書の提出先

(1) 県内居住者は、住所地又は営業所を所管する福祉保健所(当該住所地又は営業所が高知市である場合にあっては、高知市保健所)

(2) 県外居住者は、高知県健康政策部薬務衛生課(高知市丸ノ内一丁目2-20)

8 合格者の発表

令和3年10月29日(金)午前10時に高知県庁本庁舎1階の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者には、可否を通知する。

また、高知県健康政策部薬務衛生課のホームページにおいて、合格者の受験番号を公表する。

9 その他の注意事項

(1) 受験願書を郵送する場合は、封筒の表面に「受験願書在中」と朱書きし、書留郵便とすること。

(2) 受験者は、試験当日、受験票及び受験票に指示している物を持って午前9時50分までに試験会場に集合すること。

(3) 不明な点については、高知県健康政策部薬務衛生課(電話番号088-823-9672)又は最寄りの福祉保健所に問い合わせること。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、香美市永野土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和3年6月29日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏 名	住 所
(退任)		
監事	光富 敬明	香美市香北町1792番地
(就任)		
監事	間崎 大助	香美市香北町永野85番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、窪川土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和3年6月29日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏 名	住 所
(退任)		
理事	宮地 章一	高岡郡四万十町七里乙354番地2
〃	恒石 平	〃 〃 〃 335番地
〃	玉川 泰幸	〃 〃 〃 中神ノ川35番地
〃	中城 内次	〃 〃 〃 高野471番地
〃	小野 重明	〃 〃 〃 南川口90番地
〃	山田 隆三	〃 〃 〃 野地1022番地
〃	北村 公正	〃 〃 〃 興津1290番2号地
〃	竹添 文明	〃 〃 〃 1283番地
〃	浜田 好清	〃 〃 〃 影野586番地
〃	武政 盛博	〃 〃 〃 652番地
〃	福留 良幸	〃 〃 〃 仁井田2110番地2
〃	中平 岩男	〃 〃 〃 872番地1
〃	坂本 功	〃 〃 〃 七里甲1227番地
〃	河野 守家	〃 〃 〃 勝賀野381番地
〃	石崎 豊史	〃 〃 〃 弘見48番地
〃	武市 哲雄	〃 〃 〃 志和峰352番地
〃	三浦 哲夫	〃 〃 〃 西原243番地
〃	武吉 利秋	〃 〃 〃 大向124番地2
〃	阿部 誠	〃 〃 〃 仕出原85番地
〃	西井 健夫	〃 〃 〃 宮内257番地2
〃	岡崎 傳次	〃 〃 〃 土居257番地
監事	東 豊稔	〃 〃 〃 宮内463番地1
〃	熊谷 安郎	〃 〃 〃 仁井田1165番地
〃	中嶋 敏親	〃 〃 〃 土居19番地
(就任)		
理事	北村 公正	高岡郡四万十町興津1290番2号地
〃	竹添 文明	〃 〃 〃 1283番地
〃	浜田 好清	〃 〃 〃 影野586番地
〃	岡 裕康	〃 〃 〃 奥呉地390番地
〃	中平 岩男	〃 〃 〃 仁井田872番地1
〃	福留 良幸	〃 〃 〃 2110番地2
〃	河野 守家	〃 〃 〃 勝賀野381番地
〃	河野 英通	〃 〃 〃 377番地
〃	山本 博昭	〃 〃 〃 弘見596番地5
〃	武市 逸夫	〃 〃 〃 飯ノ川230番地
〃	三浦 哲夫	〃 〃 〃 西原243番地
〃	谷脇 健司	〃 〃 〃 大向218番地
〃	阿部 誠	〃 〃 〃 仕出原85番地
〃	西井 健夫	〃 〃 〃 宮内257番地2
〃	岡崎 傳次	〃 〃 〃 土居257番地
監事	中嶋 敏親	〃 〃 〃 19番地

〃 武政 英博 〃 〃 魚ノ川59番地1
〃 宮地 章一 〃 〃 七里乙354番地2

人 事 委 員 会 規 則

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月29日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第11号

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第49号）の一部を次のように改正する。

第10条第12項中「その期間を記載した書面により」を「本部長が定める方法によりその期間を明らかにして」に改める。

第15条第2項中「その事由及び期間を記載した書面により」を「本部長が定める方法によりその事由及び期間を明らかにして」に改める。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。